十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県丹波市市島町徳尾
字大谷　一六四七番二
一六五一番一及び一六五一番二
一六五二番二
一六五三番一及び一六五三番二
一六五五番二から一六五五番四まで
二〇八四番五及び二〇八四番六
字大原
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市市島町徳尾
字大原　二〇八三番二
字大谷　一六五五番一　二号から五号まで
二〇八四番四　六号から十一号まで
二〇八四番四　十二号から二十八号まで
地先道路敷
二〇八四番七　二十九号及び三十号
一六四七番二　三十一号から三十四号まで
十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清水川・清水川右支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十七年建設省告示第二千九百五十三号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市市島町上鴨阪
字清水　九〇五番一
九〇六番二から九〇六番五まで
九〇七番から九一〇番まで
九一一番二
九一二番二
九一三番及び九一四番
九二〇番
九二一番一及び九二一番二
九二二番二
九二三番二
九二四番
九二五番二
九二六番二
九二八番
九二九番一
二一四〇番二八及び二一四〇番二九
二一四〇番三一から二一四〇番三四まで
字小赤保　二一四一番一
二一四二番二
十四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中垣内奥川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県たつの市揖西町中垣内
字三石山　乙一八一五番三八及び乙一八一五番三九
乙一八一五番四一から乙一八一五番四三まで
乙一八一五番四五から乙一八一五番四八まで
字汁田　乙一七五番二
乙一八二番二及び乙一八二番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県たつの市揖西町中垣内
字汁田　乙一八三番　一号から四号まで
十五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
牛谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神崎郡市川町上牛尾
字牛谷　二〇九八番一三　一号及び二号
二〇九八番一二　三号から五号まで
二〇九八番七の二　六号から九号まで
十六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
福岡川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県神崎郡福崎町福田
字西大谷　一〇九六番六から一〇九六番八まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
兵庫県神崎郡福崎町福田
字大野　一〇一九番　一号及び十三号
字西大谷　一〇九六番四　二号及び三号
一〇九六番五　四号及び五号
一〇九六番七　六号
一〇九六番九　七号から十号まで
一〇九六番一一　十一号及び十二号
十七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥林谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神崎郡神河町長谷
字奥林　一六〇六番一　一号及び二号
一六〇六番七　三号から十一号まで
十八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
和入道谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県神崎郡神河町南小田
字和入道　一四四七番二七から一四四七番三五まで
字本谷　一二七五番二九
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
兵庫県神崎郡神河町南小田
字和入道　一四四七番四三　一号から五号まで
一四四七番四五　六号
一四四七番三四　八号
一四四七番四一　九号
一二七五番二九　七号
字本谷
一四四七番四五　六号
一四四七番三四　八号
一四四七番四一　九号
一二七五番二九　七号

○国土交通省告示第千三百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新家谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡印南町大字羽六
字野田　一四一八番一　一号及び十六号
一四一三番　二号及び十五号
一四一二番　三号
一四一〇番一　四号から九号まで
一四一一番　十号から十四号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
露谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡日高川町大字皆瀬
字露谷　五七七番　一号
五七八番　二号
五八二番　三号
五九四番　四号
五九五番二　五号
九七三番　六号、八号及び九号
六〇〇番　七号
九八六番　十号
九八七番一　十一号
九九〇番一　十二号
九九一番一　十三号
字下郷原　六〇九番一　十四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
たんだ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡日高川町大字船津
字弓場　七二三番一　一号
七一四番一　十二号
字西田山　一七〇四番　二号及び三号
一七〇三番　四号から八号まで
一七〇二番一　九号から十一号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
老星谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路のうち、その接している区間の水路敷